

シールドトンネル施工技術安全向上協議会 個別事案に係る情報の取扱い等について

1. 個別事案に係る情報の取扱いについて

(1) 守秘義務について

- 本協議会の委員には、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課されている。
- 本協議会においては、以下の理由により個別事案に係る情報については対外的に秘する必要がある。
 - 審議の過程において、事実関係が訂正されることがあり、途中段階の議論を公開することにより事故の当事者の不利益になるおそれがある。
 - 捜査に関わる情報を取り扱う場合がある。

(2) 対外的な対応

- 本協議会の調査・検討過程における捜査情報を含む調査・検討内容及びその結果に関する問い合わせについては、国土交通省大臣官房技術調査課において一元的に対応する。

【参考条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（秘密を守る義務）

第百条職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

4・5 （略）

第百九条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者